

介護認定申請について

◎要介護（要支援）認定申請書の様式変更について

次のとおり申請書の様式を変更します。新様式の申請書については、高齢介護課窓口でお渡しできるほか、徳島市ホームページに申請書のPDFを掲載しております。

なお、従来の申請書については、当面、使用可能としますが、新様式への切替にご協力をお願いします。

1 変更点

(1) 申請区分

受付可能な申請区分については以下のとおりです。

既認定	受付可能な申請区分
なし	新規申請
要支援 1・2	更新申請（注1） 要支援者要介護新規申請
要介護 1～5	更新申請（注1） 区分変更申請

（注1）更新申請は、更新申請受付可能期間内に限る。

(2) 提出代行・代理者欄

被保険者との関係欄「介護療養型医療施設」を削除します。

(3) 同意欄

旧様式では「同意する」「同意しない」のいずれかにチェックのうえご署名いただいておりますが、新様式では 同意する場合にご署名 をいただく様式に変更します。被保険者氏名欄に記載がない場合は、同意しないものとみなします（注2）。

（注2）同意しない場合は、ケアマネージャーや主治医宛の認定関係情報提供ができかねますので、ご了承ください（これまで通りの運用）。

2 新様式の申請書様式（PDF）のダウンロードについて

徳島市ホームページに掲載しており、PDF形式でダウンロード可能です。

ダウンロードした申請書を印刷して提出される場合は、**倍率 100%**で**両面印刷**としてください。外枠がすべて印刷されていること、両面印刷できていることを提出前にご確認ください。

今後、要介護（要支援）認定申請書の様式変更を行なった場合には、ホームページに掲載しますので、必要な場合は徳島市ホームページをご確認いただき、最新様式をご利用いただけますよう、よろしくお願いたします。

掲載箇所：徳島市ホームページ>健康・福祉>介護>要介護（要支援）認定申請書の様式変更について

◎第2号被保険者（40～64歳のかた）の認定申請について

要介護（要支援）認定申請書への医療保険被保険者番号等および特定疾病の記入が必須となっております。また、現行の健康保険証が利用可能な期間（令和7年12月1日まで）の、医療保険の加入関係の確認方法については以下のとおりです。

【医療保険の加入関係の確認方法】

申請時点において有効な医療保険被保険者証を保有している場合は、提示（郵送申請の場合は写しを添付）してください。

マイナ保険証に移行されている方等、医療保険被保険者証を保有していないかたにつきましては、原則としてマイナンバー法に基づく情報連携を徳島市にて実施し確認させていただきますが、情報連携による確認の実施が難しい場合には、資格情報の提示（下記）により確認を行いません。

資格情報の提示について（「介護保険最新情報 Vol.1307 令和6年8月30日」より抜粋）

申請者等の状況	確認方法
マイナ保険証を保有している	<ul style="list-style-type: none">・申請者等に、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示を求める。・申請者等に、「資格情報のお知らせ（注3）」（本人の申請等により「資格確認書（注4）」が交付されている場合は「資格確認書」）の提示を求める。
マイナ保険証を保有していない	<ul style="list-style-type: none">・申請者等に、「資格確認書（注4）」の提示を求める。

（注3）医療保険者から、マイナ保険証を保有している者（「資格確認書（注4）」が交付された者を除く。）等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面

（注4）医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面（原則として本人の申請に基づき交付されるものであるが、当分の間は、本人の申請によらずに交付される。）